

報道関係者各位

令和2年6月10日

【照会先】

職業安定局障害者雇用対策課

課長 小野寺 徳子

課長補佐 池田 陽平 (内線 5863)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)1173

### 障害者雇用調整金等の申請を6月30日まで受け付けます

現在、企業活動において、新型コロナウイルス感染症の影響が様々に生じているところです。こうした状況を踏まえ、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金（以下「障害者雇用調整金等」という。）の申請については、今年度に限り、令和2年6月30日まで申請（増額修正を含む。）を受け付けます。

※ 障害者雇用納付金の申告については、令和2年6月30日まで期限が延長されています。

障害者雇用調整金等を申請する事業主におかれては、詳細については下記のホームページをご確認いただき、事務所の所在地を管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構支部に申請してください。不明点については、必要に応じて事務所の所在地を管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構支部にお問い合わせください。

[http://www.jeed.or.jp/disability/korona\\_chouseikin\\_extension0610.html](http://www.jeed.or.jp/disability/korona_chouseikin_extension0610.html)